

令和 7 年 1 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 29 日 (水)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和7年1月29日(水)
午前9時30分開会 午前10時40分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第81号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第83号 農地法第5条第4項の規定による協議について
- 議案第84号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第85号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第86号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第87号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第88号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第89号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第90号 令和6年 慶弔費の収支決算について
- 議案第91号 地域計画策定に係る意見徴収について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第7号 国庫帰属申請された農地に係る照会に対する回答について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和7年1月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、

議席番号16番 彦坂正志委員、同17番 藤城ひろみ委員 を議事録
署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、15

日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日及び23日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。
以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、15日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。
書類説明会では5条4番で申請のあった石巻本町での車両置場（トレーラーハウス）の案件について、事務局による現地調査において、車両（トレーラーハウス）をすでに設置し、事前着工をしていることを確認しました。総会前までに車両（トレーラーハウス）を申請地から移動するか、車両（トレーラーハウス）が移動できない建築物であれば都市計画法の許可申請をするよう指導しておりましたが、調整が整わず、1月21日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除していません。

議長 その他変更・取下げ等はありません。よろしくおねがいします。
変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第80号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第80号、1ページをご覧ください。
番号1番から7番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第81号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第81号、2ページをお願いします。

番号1番から4番の4件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、すべて隣地の承諾を得た旨の記載がある案件です。

一時転用については、すべて該当し、土砂採取の案件で25ヵ月間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第82号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第82号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から8番までの8件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・3番・8番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・4番から7番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 83 号
「農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 83 号、5 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「協議成立」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「協議成立」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-1 議案第 84 号

「農用地利用集計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 31 番までの 31 件を一括上程いたします。

なお、番号 29 番は高部職務代理者が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

高部職務代理者は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画課 議案第 84 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明
させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地
貸出希望申込書の提出があったもののうち、2月1日付契約開始分につ
いて、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化
促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願
いするものでございます。

別添資料 1-1 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理
事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金か
ら担い手へ利用権を設定する案件が 31 件 82 筆 100,645.00 m²でござい
ます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満た
しているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 29 番の 1 件、そ
れ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。
まず、番号 29 番の 1 件を審議いたします。高部職務代理者は退席し
てください。

〈高部職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議
ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
高部職務代理者は復席してください。

〈高部職務代理者 復席〉

議 長 続きまして、番号 29 番を除く 30 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議

ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-1 議案第 85 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 15 番までの 15 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企

はい、議長。

画課

議案第 85 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-1、9 ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、12 月 23 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、15 件 43 筆 47,076.00 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-1 議案第 86 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号1番の1件を上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第86号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
別添資料1-1をご覧ください。13ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和7年3月1日付で利用権が移転する案件が1件2筆1,999.00㎡でございます。
ご意見のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料1に戻り 議案第87号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第87号 6ページをご覧ください。
議案第87号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行すること
に決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第88号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」
を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第88号 7ページをご覧ください。

議案第88号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあ
たつての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。

この3件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて
農地であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に

報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 89 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 89 号 8 ページをご覧ください。

番号 1 番から 4 番の 4 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 90 号

「令和 6 年 慶弔費の収支決算について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明いたします。

資料 1-2 令和 6 年慶弔費収支決算書をご覧ください。

(収支の部、支出の部の読み上げ)

なお、去る1月23日の運営委員会において、監査役である山崎裕通委員、岩瀬宏二委員に監査をしていただき、適正に処理されたことを確認いただきました。

説明は以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 別添資料1-3 議案第91号

「地域計画策定に係る意見聴取について」を議題といたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第91号 地域計画策定に係る意見聴取について、説明させていただきます。資料1-3をご覧ください。

本市においては、市街化調整区域内の農地を7地域にわけて地域計画を策定することとしています。

昨年度から、農業委員、農地利用最適化推進委員のみなさまのご協力の下、それぞれの地域において、地域の農業従事者や土地所有者等の声を取りまとめながら、地域計画及び目標地図の調整を進めてまいりました。

主に文章で構成される地域計画については、令和5年度に実施した協議の場、令和6年度に実施した地域計画の進捗報告会、座談会として実施した農業の未来会議に加え、アンケート等により地域の農業従事者、土地所有者等から挙げた意見を集約して、整理したものです。

目標地図については、令和5年度に実施した意向調査を元に、目標地図の調整会議等において、農業従事者に現在耕作している土地を示してもらい等によって農業委員会に作成いただいた目標地図の素案に、さら

に個別の申出等の修正を加えたものです。なお、策定後には農業企画課ホームページで公表することとなります。

なお、地域計画は随時変更をしていくものであり、本市においては毎月地域計画の変更が発生し得るものと考えております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 9ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から7番までの7件、及び10ページからの報告第2号の番号1番から12ページ21番までの21件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に13ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に14ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から15ページ13番までの13件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地、2 番は畑、3 番は宅地でした。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は平成 5 年に駐車場として転用届出を受理した土地ですが、届出者が受理通知書を紛失しているとのことで照会があったものです。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、21 日付で事務局長名で回答しています。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、法務局へ国庫帰属の承認申請された土地に対する東海農政局からの現況等の照会です。

調査の結果、報告書に記載の内容について確認出来ましたので、17 日付で回答しています。

報告は以上です。

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 10 時 10 分中断)

＜農地銀行運営委員会議＞

議 長 総会を再開いたします。 (午前 10 時 13 分再開)

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 40 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年1月29日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 16 番 彦坂 正志 委員)

議事録署名者
(議席番号 17 番 藤城ひろみ 委員)